

第1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

- 1 財務監査及び行政監査

スポーツ市民局（スポーツ市民局関連事務を担当する区役所及び財政局の課室を含む。）の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名	
スポーツ市民局	総務課	
	地域振興部	区政課、地域振興課、住民課、市民活動推進センター
	人権施策推進室、なごや人権啓発センター	
	市民生活部	地域安全推進課、広聴課、市政情報室、消費生活課、男女平等参画推進室
	スポーツ推進部	スポーツ振興室、スポーツ施設室、スポーツ戦略室
区役所 （中村区、港区、 南区、天白区）	区政部	総務課、企画経理室、地域力推進室、市民課 （注 1）
区役所 （全区）	区政部	地域力推進室 （注 2）
財政局	契約部	契約課

（注 1）地域振興部、人権施策推進室、市民生活部関連事務に限る。

（注 2）スポーツ推進部関連事務に限る。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表のスポーツ市民局が所管する公の施設の指定管理者及びスポーツ市民局を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間	所管課
名古屋市楠地区 会館	味鋤学区福祉推進協議 会	平成30年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日	地域振興課
名古屋市山田地 区会館	中部互光・コスモコン サルタント運営共同体		
名古屋市徳重地 区会館	サンエイ株式会社		
名古屋市総合体 育館	名古屋市総合体育館N K共同事業体	平成28年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日	スポーツ施設室
名古屋市中スポ ーツセンター	なごやスポーツパート ナーズ	平成30年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日	
名古屋市昭和ス ポーツセンター	愛知スイミング・大成 共同事業体	平成30年 4月 1日 ～令和 7年 3月31日	
名古屋市熱田プ ール	シンコースポーツ株式 会社	平成28年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日	
名古屋市志段味 スポーツランド	株式会社 J P N	平成30年 4月 1日 ～令和 7年 3月31日	
名古屋市鶴舞公 園多目的グラウ ンド	公益財団法人愛知県サ ッカー協会	令和 4年 4月 1日 ～令和 8年 3月31日	
名古屋市名城庭 球場	一般社団法人名古屋ロ ーンテニス倶楽部	平成30年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日	

第3 監査の着眼点

1 財務監査及び行政監査

- (1) 窓口サービスの改善に向けて着実に取組が実施されているか
- (2) スポーツ振興に関する取組が効率的かつ効果的に実施されているか
- (3) 会計事務が適正に行われているか

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

第4 監査の実施内容

1 財務監査及び行政監査

(1) 実施時期

令和 4年 6月 7日から令和 5年 3月17日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課室公所で処理している事務のうち、主として令和 3年 4月 1日から令和 4年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

(1) 実施時期

令和 4年 6月 7日から令和 5年 3月17日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の指定管理者が処理している事務のうち、主として令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日までに指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書

類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、スポーツ市民局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 監査結果

1 財務監査及び行政監査

前記第4の1のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

(1) 支出命令事務について（支出事務）

本市では、会計事務の効率化等を目的として財務会計総合システムの再構築が行われ、平成31年 3月より新たな財務会計総合システムが稼働しており、これまで支出命令者等に紙の原本を送付していた請求書等の関係書類について、電子情報化して送付することとなった。

市民活動推進センターにおいて支出事務を調査したところ、請求書の日付を砂消しゴムの使用により改ざんした後、スキャンして電子情報を作成している事例が見受けられた。

契約の相手方から提出された請求書等の書類を修正テープなどで加工した上で電子情報化し事務処理を行っていた不適正な事例については、近年の監査において繰り返し指摘したところである。市民活動推進センターにおいては、行政文書を改ざんすることはあってはならないことであると職員一人ひとりが改めて自覚するとともに、財務会計総合システムの画面上において電子情報の点検を行う場合、紙決裁に比較して視覚的チェックが機能しにくいというリスクがあることを踏まえ、上司等による確認の徹底を図り再発防止に努められたい。

(2) 区スポーツ推進委員連絡協議会等運営補助金について（支出事務）

本市では、スポーツの推進のため各学区にスポーツ推進委員が設置されており、スポーツ推進委員は市民に対し、スポーツの実技の指導等を行っている。また、各学区のスポーツ推進委員相互の連絡調整を目的とした、区スポーツ推進委員連絡協議会（以下「区連協」という。）を各区に設置し、スポーツ推進委員の職務に関する連絡調整等を行っている。

区地域力推進室では、スポーツ推進委員の活動が円滑に行われることを目的とし、活動に要する経費の一部に対して、補助金を区連協に交付している。

名古屋市補助金等交付規則によると、補助金の交付決定に際し、経費の配分や事業内容を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない旨の条件を付すことができる。とされている。

区スポーツ推進委員連絡協議会等運営補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によると、区連協は、年度途中において事業内容を変更する場合は、あらかじめ事業変更承認申請書を区地域力推進室へ提出することと定められているが、経費の配分変更の場合については特に定めがない。

一方、区連協補助金事務の手引きにおいては、事業計画の変更として経費の配分変更、事業内容の変更いずれも含まれるものと解される記述となっており、スポーツ振興室は、経費の配分変更の場合も、事業変更承認申請書の提出が必要であるという認識であった。

区地域力推進室における補助金の交付事務について調査したところ、一部の区連協において、事業計画書が提出された以降に経費の配分や事業内容が変更されたにも関わらず、事業変更承認申請書の提出を受けずに補助金が支出されていた。

事業変更承認申請書の提出を受けていなかった原因としては、区地域力推進室が、経費の配分変更に該当する事案であると解釈し、その場合の取扱いが要綱に記載されていないことから、事業変更承認申請書の提出が不要であると認識していたことによるものであった。

補助金の適正な執行を確保するためには、交付の目的に従った使途となっているか、補助対象事業を明確にし、記録しておく必要がある。

スポーツ振興室においては、要綱の記載内容に一部不備が見受けられることによって、事業変更承認申請書の提出が不要であると区に誤解を生じさせていたことから、経費の配分が変更された際にも、事業変更承認申請書の提出が必要であることを明記するよう要綱を改正されたい。さらに、補助金の適正な交付事務がなされるよう各区に対する事務手続の周知を行われたい。

(スポーツ振興室)

(3) 名古屋市安心・安全・快適まちづくり活動補助金について（支出事務）

本市では、市民が安心・安全で快適なまちづくりを進めることを目的とし、身近な地域課題の解決に主体的に取り組む「安心・安全・快適まちづくり活動」に要する経費の一部に対して、補助金を学区連絡協議会等（以下「協議会等」という。）に交付している。

補助対象経費や申請等の手続については、名古屋市安心・安全・快適まちづくり活動補助金交付要綱及び安心・安全・快適まちづくり活動補助金事務の手引き（以下「安安補助金要綱等」という。）に定められている。安安補助金要綱等によると、補助対象となるのは、毎年度 4月 1日から翌年 3月31日までに実施した事業で年度内に支払を完了した経費とされている。

中村区地域力推進室において補助金の精算書類を調査したところ、協議会等が令和 2年度に実施した事業の支払を令和 3年 4月に行ったことから、中村区地域力推進室が令和 3年度の補助対象と誤認し、補助金を交付している事例が見受けられた。

中村区地域力推進室においては、適正な補助金交付事務に努めるとともに、補助対象外の経費に対する補助金の返還を求められたい。

(中村区地域力推進室)

なお、中村区地域力推進室においては、補助金が返還され、必要な措置が講じられた。

(4) コミュニティセンターの管理運営収支決算書について（支出事務）

本市では、概ね小学校区域ごとにコミュニティセンターを設置し、学区連絡協議会等が指定管理者として管理を行っている。

本市と指定管理者との間で締結しているコミュニティセンターの管理に関する基本協定書によると、指定管理者は、毎年度、管理運営収支決算書（以下「決算書」という。）を翌年度の 4月30日までに市長に提出しなければならないとされている。

本市では新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填を行っており、減収補填については実際の収入日の属する年度で決算書に計上する取扱いとなっている。

天白区地域力推進室において決算書を調査したところ、以下のとおり記載が誤っているものがあった。

ア 令和 2年度に収入された減収補填の額が、令和 3年度の決算書に記載されていたもの

イ 令和 3年度に収入された減収補填の額が、令和 3年度の決算書に記載されていなかったもの

天白区地域力推進室においては、決算書が適正に作成されるよう、指定管理者を指導するとともに、決算書の確認を確実に実施されたい。

（天白区地域力推進室）

(5) 見積書の徴取先選定について（契約事務）

名古屋市契約規則によると、委託契約にあつては予定価格が 100万円を超えない場合は、随意契約によることができるとされており、その場合であっても、予定価格が30万円を超える契約を締結する場合は、原則として 2者以上の者から見積書を徴取しなければならないと定められている。また、契約事務の手引きによると、契約事務にあたり、関係会社を同時に指名しないよう注意することとされている。

なごや人権啓発センターにおいてパンフレットデザイン制作の委託契約について調査したところ、予定価格が30万円を超える委託契約であったため、2者から見積書を徴取していたが、見積書の様式が同一であり、見積の内訳や備考

欄の記載内容等もほぼ同一であった。そのため、見積書の徴取先について確認した結果、2者は本店及び支店の所在地が同じであり、代表者も同じ関係会社であることが判明した。

なごや人権啓発センターにおいては、契約事務の手引きを踏まえ、2者以上の者から見積書を徴取するにあたっては、競争性が確保された徴取先かどうか判断したうえで行われたい。

(なごや人権啓発センター)

(6) 施設の有効活用について（財産管理事務）

消費生活課は、伏見ライフプラザ10階及び11階に事務室及び諸室がある。10階にある食生活テスト室、衣住生活テスト室、機器分析室、恒温恒湿室、現像室、消費者開放試験室及び消費者研修室について、令和元年度から令和3年度の使用状況を調査したところ、月平均の使用日数が少ない状況であった。なお、諸室が使用できるのは原則月曜日から金曜日であるが、必要に応じて土曜日も使用可能である。

表 各年度の月平均使用日数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
食生活テスト室（注1）	8.75日	19.91日	14.09日
衣住生活テスト室	4.08日	4.92日	3日
機器分析室	4.08日	4.92日	3.17日
恒温恒湿室（注2）	1日	1日	1日
現像室（注3）	1日	1日	1日
消費者開放試験室	3.42日	4.08日	1.58日
消費者研修室	12.5日	8.83日	10.6日

（注1）「食生活テスト室」については、令和2年5月から令和3年10月までコロナ禍における執務場所の分散のため執務室として使用している。

（注2）「恒温恒湿室」については、10階フロア全体の分電盤等が設置されており、設備点検のために月1回立ち入ったものである。

(注 3) 「現像室」については、食品講座の材料保管庫として月 1回使用している。

消費生活課においては、諸室の使用日数が少ないことを踏まえ、機能の集約化や他の目的への転用などを含め、施設の有効活用策を検討されたい。

(消費生活課)

(7) 外部記録媒体の管理について（行政運営事務）

本市では、電子情報の漏えいを防止するため、SDカードを始めとする外部記録媒体の利用を原則として禁止しており、外部記録媒体を使用しなければ業務遂行が不可能であるなど相当の理由がある場合には例外的に使用が認められるものの、各局区室で利用基準を定めた上で、その基準に従い適切に取り扱わなければならないとされている。

スポーツ市民局における外部記録媒体利用基準（以下「利用基準」という。）によると、外部記録媒体導入時には所属課長等の許可が必要となること、外部記録媒体を適正に管理するために外部記録媒体管理簿（以下「管理簿」という。）を作成すること、利用目的や保護対策等が適切であるかを判断するために外部記録媒体利用簿（以下「利用簿」という。）を作成することとされている。

なごや人権啓発センターにおいて外部記録媒体の管理状況を調査したところ、デジタルカメラに使用するSDカードについて、利用基準に基づく管理が必要との認識がなく、導入時に所長の許可を得ておらず、管理簿及び利用簿も作成されていなかった。

なごや人権啓発センターにおいては、利用基準が外部記録媒体の紛失や盗難等に伴う情報漏えいの発生を防止するために定められているものであることを改めて認識し、利用基準に従い外部記録媒体の適正な管理を徹底されたい。

(なごや人権啓発センター)

なお、なごや人権啓発センターにおいては、外部記録媒体導入について所長の許可を得た上で、管理簿及び利用簿を作成しており、必要な措置が講じられた。

(8) 自動車臨時運行許可事務について（行政運営事務）

道路運送車両法（昭和26年法律第 185号）によると、一定の要件を満たさなければ自動車を運行の用に供することができないとされているが、検査等のために回送する場合など特定の場合に限り、運行要件を満たしていない自動車であっても行政庁の許可により臨時に運行できるとされている。

本市では名古屋市自動車臨時運行許可規則及び自動車臨時運行許可事務取扱要領（以下「規則等」という。）に基づき、区長が申請書を審査し、臨時運行の必要を認めたときは、その許可の有効期間を定めて臨時運行許可証を交付し、かつ臨時運行許可番号標を貸与しなければならないとされている。また、自動車損害賠償責任保険の保険期間は、最終日の正午までとなっているため、規則等において運行の期間の最終日が保険期間の最終日となる場合には、その日は許可できないこととされている。

自動車臨時運行許可事務を調査したところ、南区総務課において、運行の期間の初日に保険期間が到来していない事例や、運行の期間の最終日と保険期間の最終日が同日になっている事例が見受けられた。

南区総務課においては、自動車損害賠償責任保険に加入していない期間を含めて許可をすることは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に違反する行為を助長することにつながりかねないことから、自動車臨時運行許可事務における保険期間の確認の重要性を改めて認識するとともに、規則等に従って適正に処理されたい。

（南区総務課）

(9) 太陽光発電売電額報告書について（行政運営事務）

本市では、一部のコミュニティセンターにおいて太陽光発電装置を設置しており、この装置による売電額について年度終了後に指定管理者から報告させ、年間売電額を本市に納付させている。

本市と指定管理者との間で締結している太陽光発電装置の管理等に関する覚書によると、指定管理者は毎年 4月 1日から翌年 3月31日までに中部電力ミライズ株式会社（以下「中部電力」という。）から振り込まれた売電額を振り込まれた年度の太陽光発電売電額報告書（以下「報告書」という。）に記載し、年度終了後 5日以内に本市に報告することとされている。

天白区地域力推進室において報告書を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 令和 4年 4月に中部電力から振り込まれた売電額が、令和 4年度の報告書に記載すべきところ、令和 3年度の報告書に記載されていたもの

イ 報告書が鉛筆書きであったもの

天白区地域力推進室においては、覚書に従い報告書が作成されるよう、指定管理者を指導するとともに、報告書の確認を確実に実施されたい。また、報告書の記載は、後日修正や改ざんができないようなボールペン等の筆記具において行うよう指定管理者を指導されたい。 (天白区地域力推進室)

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

前記第4の2のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

（指定管理者に対する指摘について）

所管局においては、指定管理者に対し、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施するよう通知し、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

（所管局に対する指摘について）

所管局においては、今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、所管局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

（1）所得税等の源泉徴収事務について（支出事務）

所得税法（昭和40年法律第33号）等によると、給与や報酬等の所得の支払をする者は、その支払の際、支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）を徴収し、国に納めなければならないとされている。

また、所得税基本通達において、報酬等の支払の基因となる役務提供のためにする旅行、宿泊等の費用については、支払者から交通機関、ホテル、旅館等に直接支払われ、かつその金額が通常必要であると認められる範囲内のものである場合には、源泉徴収をしなくても差し支えないとされている。

指定管理料の執行状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 各イベントの講師等に謝金を支払っていたが、所得税等の源泉徴収を行っていないかったもの（味鋤学区福祉推進協議会【名古屋市楠地区会館】）

イ 交通費名目でイベントの講師等に対し支払っていた金額について、源泉徴収の対象外と誤認していたため、所得税等の源泉徴収を行っていないかったもの

(中部互光・コスモコンサルタント運営共同体【名古屋市山田地区会館】)

(指定管理者分)

味鋤学区福祉推進協議会及び中部互光・コスモコンサルタント運営共同体においては、適正に源泉徴収事務を行われたい。

なお、地域振興課においては、指定管理者が源泉徴収し、所轄の税務署に納付したことを確認しており、必要な措置が講じられた。

(2) 指定管理料で購入した備品の管理について（財産管理事務）

本市では、地区会館を適正かつ円滑に管理運営するために必要な基本事項を定めることを目的として、各地区会館の指定管理者と地区会館指定管理者基本協定書（以下「基本協定書」という。）を締結している。

基本協定書では、指定管理料で備品を購入するときは、事前に本市と協議することとされており、それらの備品の所有権は本市に帰属すると定められている。なお、地区会館の備品に関する手続は区役所支所（以下「支所」という。）で行っている。

指定管理料で購入した備品について調査したところ、名古屋市山田地区会館及び名古屋市徳重地区会館において、購入に際し各支所への事前協議がなされておらず、当該備品が各支所の備品台帳に登録されていない事例が見受けられた。

(指定管理者分)

中部互光・コスモコンサルタント運営共同体及びサンエイ株式会社においては、指定管理料で備品を購入するときは、基本協定書に基づき各支所と事前に協議されたい。

(中部互光・コスモコンサルタント運営共同体【名古屋市山田地区会館】、
サンエイ株式会社【名古屋市徳重地区会館】)

(スポーツ市民局関係分)

地域振興課においては、指定管理料で備品を購入するときは各支所へ事前協議するよう、指定管理者に周知徹底されたい。(地域振興課)

なお、地域振興課においては、当該備品について指定管理者から各支所へ協議した上で備品台帳に登録されたことを確認するとともに、各指定管理者に対し備品の取扱いについて周知を図っており、必要な措置が講じられた。

(3) 従業員の雇用契約について（その他事務）

最低賃金法（昭和34年法律第 137号）によると、使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとされている。愛知県の最低賃金は、令和 3年10月 1日から令和 4年 9月30日までは時給 955円、令和 4年10月 1日からは時給 986円となっている。

名古屋市楠地区会館において雇用契約書を調査したところ、令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで雇用している 3名の従業員の賃金が雇用期間を通じて時給 950円となっていた。

（指定管理者分）

味鋺学区福祉推進協議会においては、従業員に対し最低賃金額以上の賃金を支払われたい。（味鋺学区福祉推進協議会【名古屋市楠地区会館】）

なお、地域振興課においては、指定管理者が従業員に対し最低賃金額との差額分を支給した上で雇用契約を更改したことを確認しており、必要な措置が講じられた。

(4) 施設設備の管理について（その他事務）

名古屋市体育施設の管理運営にかかる基本協定書等によると、指定管理者は各施設の維持管理及び修繕を行うこととされているが、1件 250万円を超える大規模改修を行う場合等については、本市が直接執行することとされている。

監査対象施設において、建築設備及び自家用電気設備の点検結果報告書並びにその対応状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 非常用照明装置の不点灯や防火扉の閉鎖不良など、地震や火災等の災害による被害を軽減させる防災設備について、不具合を指摘されていたにもかかわらず、修繕が行われていなかったもの

(名古屋市総合体育館NK共同事業体【名古屋市総合体育館】、愛知ス
イミング・大成共同事業体【名古屋市昭和スポーツセンター】、株式
会社JPN【名古屋市志段味スポーツランド】)

イ 低圧回路の絶縁不良や、受変電設備の接地抵抗値規定値の超過を指摘されて
いたにもかかわらず、修繕が行われていなかったもの

(名古屋市総合体育館NK共同事業体【名古屋市総合体育館】、なごや
スポーツパートナーズ【名古屋市中スポーツセンター】、株式会社J
PN【名古屋市志段味スポーツランド】)

また、ア、イいずれの事例においても一部の設備については、毎年度同様の
不具合を指摘されていたが、その後においても修繕されず、法令に適合しない
状態が複数年度にわたって放置されていた。

法令に適合しない防災設備を放置し続けた場合、災害時に必要な防災機能が
発揮されず、被害が拡大するおそれがある。

また、自家用電気設備については、絶縁抵抗値及び接地抵抗値が基準値を満
たしていない場合、感電や火災が発生するおそれがある。

(指定管理者分)

各指定管理者においては、防災設備等の故障は事故につながりかねないこと
を改めて認識した上で、建築設備等点検及び自家用電気設備点検の結果、不具
合を指摘された設備については、速やかに修繕されたい。なお、本市の直接執
行とされている場合については、速やかに対応がなされるようスポーツ施設室
に報告されたい。

(5) 医務室の管理について（その他事務）

名古屋市体育施設の管理運営にかかる基本協定書によると、指定管理者は、
利用者の安全に配慮した日常管理及び施設の保守点検を怠りなく行わなければ
ならないこととされている。

スポーツ施設室によると、体育施設には体調不良者等が発生した際に介抱す
るための医務室を設置している。また、指定管理者は、清掃作業日次点検表に
施設内の清掃場所を定めたうえで、清掃作業を実施することとされている。

名古屋市昭和スポーツセンターにおいて、プール施設の医務室を確認したところ、応急対応用の長椅子の前に、段ボール箱等が置かれており、その長椅子を囲う間仕切りカーテンのレールには、洗濯物等が掛けられているなど、即座に利用できる状態となっていなかった。また、当該医務室は、清掃作業日次点検表の清掃場所に含まれておらず、定期的に清掃されていたか確認できなかった。

（指定管理者分）

医務室については、その性質上、日常的に適切な維持管理が必要であると考えられる。

愛知スイミング・大成共同事業体においては、清掃作業日次点検表に清掃場所として医務室を追加されたい。

（愛知スイミング・大成共同事業体【名古屋市昭和スポーツセンター】）

(6) 事業報告書の作成について（その他事務）

名古屋市体育施設の管理運営にかかる基本協定書等（以下「協定書等」という。）によると、指定管理者は、毎年度終了後に、料金収入の実績や管理運営経費等の収支状況等を記載した事業報告書を本市に提出することとされている。

事業報告書は、施設の管理運営経費等を把握するための重要な書類であり、今後の指定管理者を選定する際の指定管理料を算出するための根拠資料としても不可欠であることから、正確に作成される必要がある。

なお、指定管理料は、原則として当初に合意した金額から変更しないこととされているが、令和 3 年度、スポーツ施設室は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う収支不足額について、指定管理者との協議により追加で支出することとした。この算定にあたって、支出額に指定管理者の裁量で行う自主事業に要した経費は含めないこととされている。

監査対象施設の事業報告書等について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 収支決算書における光熱水費について、指定管理基本業務に要する経費と自主事業に要する経費が区分されていなかったもの

(愛知スイミング・大成共同事業体【名古屋市昭和スポーツセンター】、
一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部【名古屋市名城庭球場】)

イ 収支決算書の金額が誤っていたもの

(愛知スイミング・大成共同事業体【名古屋市昭和スポーツセンター】)

また、名古屋市昭和スポーツセンターに係る指定管理料の増額分の支出について、指定管理基本業務に要した経費に加え、自主事業に要した光熱水費も含めて算定していたこと等により 2,599,940円過大となっていた。

(指定管理者分)

愛知スイミング・大成共同事業体及び一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部においては、令和 3年度の事業報告書を修正するとともに、今後の事業報告書の作成にあたっては、協定書等に従い適正に作成されたい。

(スポーツ市民局関係分)

スポーツ施設室においては、事業報告書の内容を精査するとともに、指定管理者に対し正確な事業報告書の作成について指導されたい。

また、指定管理料の増額に係る支出については、名古屋市昭和スポーツセンターにおける令和 3年度の自主事業に係る光熱水費相当分等について返還を求められたい。

(スポーツ施設室)

第6 意見

1 窓口サービスの改善について

(1) スマート窓口の推進

少子高齢化社会の到来や新型コロナウイルス感染症の拡大、A I ^(注 1)・R P A ^(注 2)等のI C Tの進展など、近年の社会情勢の大きな変化を踏まえ、従来の区役所窓口のあり方についても見直す必要が生じている。このため、スポーツ市民局が中心となり関係局と連携して、区役所窓口の「目指すべき姿」及びその実現のための方策やプロセスについて検討を行い、「待たなくてよい窓口」「書かなくてよい窓口」「分かりやすい窓口」をコンセプトとする区役所におけるスマート窓口を推進している。

スマート窓口の実現に向けては、「待たなくてよい窓口」の取組として、従来から実施している区役所窓口の混雑状況の発信に加え、令和 3年度から区役所市民課でキャッシュレス決済を導入した。また、「書かなくてよい窓口」の取組として、身近な方が亡くなられた後の区役所における手続についての案内や申請書等の一括作成を行うおくやみコーナーの試行を実施し、「分かりやすい窓口」の取組として、スマートフォン等から簡単な質問に答えるだけで必要な手続や持ち物等がわかるくらしの手続きガイドの導入等の取組を実施した。その取組及び検討結果を踏まえ、令和 4年度には、キャッシュレス決済の支所区民生活課への拡大やおくやみコーナーの試行区の拡大を行うとともに、転出証明書のO C R ^(注 3)を用いた申請書作成支援の実証実験等の取組を実施している。

これらの取組により、市民にとって利便性が高くスムーズに手続が行える窓口になることはもとより、先端技術を活用した取組がさらに進めば、市民の利便性の向上に加えて、職員の事務作業や申請書類等の点検にかかる時間が削減され、業務の効率化にも資するものと考えられる。その結果生み出される人的資源を、丁寧な窓口対応など職員でなければ提供できないサービスや業務に振り向けることが期待できることから、デジタル技術を一層活用するなど様々な取組に今後も意欲的に取り組まれない。一方で、デジタル技術・機器を利用で

きない市民が取り残されることのないよう、すべての人にとって利用しやすい窓口となるための取組を推進されたい。

(注 1) A I

Artificial Intelligenceの略称。人間の知的な判断をコンピューターが行う技術で、大量のデータから規則性などを学習し、予測や判定を行う。

(注 2) R P A

Robotic Process Automationの略称。パソコン操作による定型的な業務などを、人に代わって自動で処理するソフトウェア・ツール。

(注 3) O C R

Optical Character Reader／Recognitionの略称。画像データの文字を認識し、データ化する機能。

(2) 証明書等の誤交付等防止対策

本市の区役所市民課窓口における証明書等の誤交付等の発生件数は、平成30年度11件、令和元年度10件、令和 2年度 7件、令和 3年度10件と推移しており、誤交付等防止対策が長年の課題となっている。

このため、スポーツ市民局と区役所は証明書等の誤交付等防止に向けて、令和 3年度に、各区共通の誤交付等防止マニュアルの作成、交付窓口で来庁者に名乗ってもらい交付対象者であることを確認する方法の導入、情報セキュリティ監査の拡充のほか、市民課窓口等業務運用改善調査を実施した。さらに令和 4年度には、この改善調査の検証結果を受けた新たな点検手法やワークショップ形式の職員研修、各区・支所における誤交付等防止対策の実施状況の相互チェックの取組を実施している。

この結果、令和 4年度においては、令和 5年 1月末時点で市民課窓口における証明書等の誤交付は発生していない。これは、スポーツ市民局と区役所が一丸となって誤交付等防止対策に取り組んだ成果であり、市民からの信頼の向上につながるものと評価できる。

スポーツ市民局においては、この成果に満足することなく、誤送付や紛失にも留意しつつ、他都市における取組事例や窓口業務に携わる担当職員の意見等も参考にしながら継続的に対策の見直しを行い、誤交付等防止に取り組まれたい。

2 スポーツ施設の整備について

本市では、誰もが気軽にスポーツができる機会・場所の提供、スポーツを通じた地域活動に主体的に関わる機運の醸成、スポーツによる都市ブランドの向上を役割として令和 2年度よりスポーツ市民局が設置されている。

スポーツ市民局では、第2期スポーツ推進計画により、市民が安心・安全・快適に利用できるスポーツ活動の場の整備を進めており、新規施設の整備では、2026年「アジア・アジアパラ競技大会」の開催を見据え、第20回アジア競技大会のメイン会場となる瑞穂公園陸上競技場の改築などを行っている。また、既存施設においても、名古屋市公共施設等総合管理計画に基づき計画的な改修を行うとともに、指定管理者のノウハウを活用しながら、多様なニーズに即したサービスを提供するとしている。

一方、今回の監査では、施設設備の管理や医務室の管理など、施設の日常的な維持管理が不十分である事例が見受けられた。特に、非常用照明装置の不点灯や防火扉の動作不良などは、複数年度にわたって放置されており、こうした事例は、他の所属等を対象とした過去の監査においても同様の指摘がされているところである。

また、一部の施設では、市民の利用に際して不便が生じるような設備の劣化が見受けられた。スポーツ施設に係る改修については、名古屋市公共施設等総合管理計画及びこれに基づく「名古屋市市設建築物の個別施設計画」において、概ね築40年を経過した施設に対して実施するリニューアル改修を始めとする、長期的な改修時期が示されている。しかしながら、個々の設備の劣化状況を踏まえた、中期的な改修の内容や時期は示されておらず、施設を安全な状態で維持し、市民サービスを継続的に提供するためにも、改修等のより具体的な計画の検討が必要と考えられる。

スポーツ市民局においては、スポーツ施設の適切な管理運営や、計画的な施設の修繕や改修に取り組み、市民が安心・安全・快適に利用できるスポーツ施設の環境の整備をより一層進められたい。また、今後施設の老朽化に対応するための費用の増加が見込まれる中、限られた予算で、将来にわたって適切なサービスを

継続的に提供できるよう、スポーツ施設の中長期的な改修等について考え方を整理されたい。

《参考資料》 監査対象の概要

1 名古屋市楠地区会館（所在地：北区楠味鋤三丁目 612番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：味鋤学区福祉推進協議会
- ・ 所 在 地：北区楠味鋤三丁目1311番地の 1

(2) 主な指定管理業務

- ① 地区会館を一般の利用に供すること
- ② 地区会館の施設の使用の許可に関すること
- ③ 地区会館の維持管理及び修繕（原型を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
延べ利用者数	66, 233人	30, 438人	36, 796人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は利用を停止し、令和 3年 1月19日～ 3月 7日の間、同年 4月20日～ 7月11日の間及び同年 8月 8日～ 9月30日の間は利用時間を短縮した。

(4) 収支状況（令和 3年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	16, 577	管理運営費	20, 733
利用料金収入	4, 408	（人件費含む）	
その他	212		
収入合計	21, 197	支出合計	20, 733

2 名古屋市山田地区会館（所在地：西区八筋町78番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：中部互光・コスモコンサルタント運営共同体
- ・代 表 者 名 称：中部互光株式会社
- ・代表者所在地：中村区那古野一丁目47番 1号

(2) 主な指定管理業務

- ① 地区会館を一般の利用に供すること
- ② 地区会館の施設の使用の許可に関すること
- ③ 地区会館の維持管理及び修繕（原型を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
延べ利用者数	53,487人	36,653人	44,372人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は利用を停止し、令和 3年 1月18日～ 3月 7日の間、同年 4月20日～ 7月11日の間及び同年 8月 8日～ 9月30日の間は利用時間を短縮した。

(4) 収支状況（令和 3年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	17,989	管理運営費	23,395
利用料金収入	5,511	(人件費含む)	
その他	190		
収入合計	23,691	支出合計	23,395

3 名古屋市徳重地区会館（所在地：緑区元徳重一丁目 401番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：サンエイ株式会社
- ・所 在 地：刈谷市桜町三丁目 3番地

(2) 主な指定管理業務

- ① 地区会館を一般の利用に供すること
- ② 地区会館の施設の使用の許可に関すること
- ③ 地区会館の維持管理及び修繕（原型を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
延べ利用者数	73,073人	41,771人	51,780人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は利用を停止し、令和 3年 1月19日～ 3月 7日の間、同年 4月20日～ 7月11日の間及び同年 8月 8日～ 9月30日の間は利用時間を短縮した。

(4) 収支状況（令和 3年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	18,242	管理運営費	24,885
利用料金収入	6,371	（人件費含む）	
その他	272		
収入合計	24,885	支出合計	24,885

4 名古屋市総合体育館（所在地：南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：名古屋市総合体育館NK共同事業体
- ・ 代表者名称：公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
- ・ 代表者所在地：南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16

(2) 主な指定管理業務

- ① 総合体育館の施設の供用等に関する事
- ② 総合体育館の施設の使用の許可に関する事
- ③ 総合体育館の維持管理及び修繕(原形を变ずる修繕及び模様替を除く。)に関する事

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
延べ利用者数	581, 121人	370, 147人	1, 029, 154人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 6月 1日の間は利用を停止し、令和 3年 1月18日～ 3月21日の間及び同年 4月20日～10月17日の間は利用時間を短縮した。

(4) 収支状況（令和 3年度）

(単位：千円、単位未満切捨て)

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	186, 739	管理運営費	849, 716
利用料金収入	624, 704	(人件費含む)	
その他	38, 272		
収入合計	849, 716	支出合計	849, 716

5 名古屋市中スポーツセンター（所在地：中区栄一丁目30番10号）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：なごやスポーツパートナーズ
- ・ 代表者名称：コナミスポーツ株式会社
- ・ 代表者所在地：東京都品川区東品川 4丁目10番 1号

(2) 主な指定管理業務

- ① 体育館を利用に供すること
- ② 体育館の使用の許可に関すること
- ③ 体育館の維持管理及び修繕(原形を变ずる修繕及び模様替を除く。)に関すること

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
延べ利用者数	307,922人	191,604人	237,350人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は利用を停止し、令和 3年 1月18日～ 3月21日の間及び同年 4月20日～10月17日の間は利用時間を短縮した。

(4) 収支状況（令和 3年度）

(単位：千円、単位未満切捨て)

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	94,055	管理運営費	191,162
利用料金収入	39,663	(人件費含む)	
その他	39,477		
収入合計	173,196	支出合計	191,162

6 名古屋市昭和スポーツセンター（所在地：昭和区吹上二丁目 6番15号）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：愛知スイミング・大成共同事業体
- ・代表者名称：株式会社愛知スイミング
- ・代表者所在地：春日井市六軒屋町西 3丁目10番地16

(2) 主な指定管理業務

- ① 体育館を利用に供すること
- ② 体育館の使用の許可に関すること
- ③ 体育館の維持管理及び修繕(原形を变ずる修繕及び模様替を除く。)に関すること

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
延べ利用者数	279, 870人	142, 208人	209, 170人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は利用を停止し、令和 3年 1月18日～ 3月21日の間及び同年 4月20日～10月17日の間は利用時間を短縮した。

(4) 収支状況（令和 3年度）

(単位：千円、単位未満切捨て)

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	86, 890	管理運営費	151, 421
利用料金収入	49, 236	(人件費含む)	
その他	14, 100		
収入合計	150, 227	支出合計	151, 421

7 名古屋市熱田プール（所在地：熱田区六野二丁目 5番 2号）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：シンコースポーツ株式会社 名古屋支店
- ・所 在 地：中区栄一丁目16番 6号

(2) 主な指定管理業務

- ① プールを一般の利用に供すること
- ② プールの使用の許可に関する事
- ③ プールの使用料の徴収に関する事
- ④ プールの維持管理及び修繕(原形を变ずる修繕及び模様替を除く。)に関する事

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
延べ利用者数	8,011人	7,867人	8,060人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年度は利用を停止した。

(4) 収支状況（令和 3年度）

(単位：千円、単位未満切捨て)

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	10,276	管理運営費	10,190
自主事業収入	155	(人件費含む)	
収入合計	10,432	支出合計	10,190

8 名古屋市志段味スポーツランド（所在地：守山区桜坂五丁目 105番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：株式会社 J P N
- ・所 在 地：名東区猪高台一丁目1316番地

(2) 主な指定管理業務

- ① スポーツランドを一般の利用に供すること
- ② スポーツランドの有料施設の使用の許可に関すること
- ③ スポーツランドの維持管理及び修繕(原形を変ずる修繕及び模様替を除く。)に関すること

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
延べ利用者数	244, 539人	166, 837人	214, 531人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は利用を停止し、令和 3年 1月18日～ 3月21日の間及び同年 4月20日～10月17日の間は利用時間を短縮した。

(4) 収支状況（令和 3年度）

(単位：千円、単位未満切捨て)

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	48, 132	管理運営費	73, 721
利用料金収入	24, 226	(人件費含む)	
その他	5, 906		
収入合計	78, 265	支出合計	73, 721

9 名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド（所在地：昭和区鶴舞一丁目 1番 156号）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：公益財団法人愛知県サッカー協会
- ・ 所 在 地：瑞穂区洲山町 2丁目21番地

(2) 主な指定管理業務

- ① グラウンドを一般の利用に供すること
- ② グラウンドの施設の使用の許可に関すること
- ③ グラウンドの維持管理及び修繕(原形を変ずる修繕及び模様替を除く。)に関すること

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
延べ利用者数	147, 106	128, 212	157, 554

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 4月13日～ 5月31日の間は利用を停止し、令和 3年 1月18日～ 3月21日の間及び同年 4月20日～10月17日の間は利用時間を短縮した。

(4) 収支状況（令和 3年度）

(単位：千円、単位未満切捨て)

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
利用料金収入	51, 780	管理運営費	124, 612
その他	79, 441	(人件費含む)	
収入合計	131, 221	支出合計	124, 612

10 名古屋市名城庭球場（所在地：北区名城一丁目 3番 3号）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部
- ・ 所 在 地：北区名城一丁目 3番 3号

(2) 主な指定管理業務

- ① 庭球場を一般の利用に供すること
- ② 庭球場の利用の許可に関すること
- ③ 庭球場の維持管理及び修繕(原形を変ずる修繕及び模様替を除く。)に関すること

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
延べ利用者数	105,901人	80,832人	99,891人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 4月13日～ 5月31日の間は利用を停止し、令和 3年 1月18日～ 3月 7日の間、同年 4月20日～ 7月11日の間及び同年 8月 8日～ 9月30日の間は利用時間を短縮した。

(4) 収支状況（令和 3年度）

(単位：千円、単位未満切捨て)

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
利用料金収入	14,988	管理運営費	69,427
その他	55,053	(人件費含む)	
収入合計	70,042	支出合計	69,427